

盛岡市自然環境及び 歴史的環境保全計画 (生物多様性地域戦略)



令和3年3月

盛岡市

目次

盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画

I 計画策定の背景及び趣旨	1
II 計画の期間	1
III 計画の体系図	2
IV 基本方針	3
V 施策の体系	4
VI 施策の推進	5
基本方針1 豊かな自然環境と生物多様性の確保【生物多様性地域戦略】	
(1) 環境保護地区等の保全	5
(2) 河川、水辺、池沼、湧水等の保全	8
(3) 自然・生物に関する情報の整備 (希少種の把握と生息区域の保護)	9
(4) 特定外来生物・有害鳥獣防除対策	14
基本方針2 緑や自然とのふれあいの促進【生物多様性地域戦略】	
(1) 自然とのふれあいの場の確保	16
(2) 環境学習の充実	18
(3) 市民等との協働活動	21
基本方針3 歴史的環境の保全	
(1) 保護庭園・保存建造物の保全	22
(2) 旧町名の保存	24
資料編	25
I 盛岡市自然環境調査報告書	26
II 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例	45
III 盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例施行規則	48
IV 指定地区・物件等一覧表	54
V 計画策定の経過	58

I 計画策定の背景及び趣旨

本市は、自然植生の水平分布の上からみると夏緑落葉広葉樹林帯※に属し、垂直分布からみると低山地帯、山地帯、亜高山帯、高山帯があり、変化に富んだものとなっています。山間部には国有林を中心に今では貴重な存在となった自然林が残存しており、そこにはブナなどの原生林も含まれ、ニホンカモシカやイヌワシなどの貴重な動物が生息しています。

水系からみると北上川、雫石川、中津川、築川、根田茂川、米内川など多数の水系があり、これらの河川の流域は、貴重な生物の生活の場となっています。

また、盛岡の街づくりは約400年前に遡り盛岡城築城にはじまるとされ、盛岡城跡や町割りに城下町の面影を残しており、現存する寺社仏閣や明治・大正期の建造物等は盛岡を特徴付ける景観として親しまれています。

そのような中、本市では、昭和46年12月に制定した盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例(以下、「保全条例」という。)第5条に基づき、盛岡市自然環境及び歴史的環境保全基本計画を策定し、これまで市独自の取組による様々な環境保全施策を推進してきました。

平成10年3月には盛岡市環境基本条例を制定し、同条例第8条に基づき平成12年3月に「盛岡市環境基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定しました。この基本計画が、本市の環境施策の総合的な計画を担うものとなったことから、盛岡市自然環境及び歴史的環境保全基本計画は、計画の名称を「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画」(以下、「保全計画」という。)に改め、自然環境分野の施策をより具体化した行動計画として策定されるものとなりました。

本市の保全条例は、歴史的に価値のある建造物や庭園、寺院等とそれを取り巻く自然を一体的に保全するという役割を担うものであり、日本国内の環境行政の中でも先進的な条例でしたが、平成16年6月に景観法が施行され、これまで保全条例で独自に指定していた保存建造物や保存樹木等は、景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木に指定の移行が進み、建造物やシンボルとしての樹木は景観施策・文化財保護の施策において保全の理念が継承されました。

平成20年6月には、生物多様性基本法が施行され、同法第13条において「都道府県又は市町村は生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下、「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。」とされたことから、本保全計画の基本方針1と2は、生物多様性地域戦略として位置付けるものです。

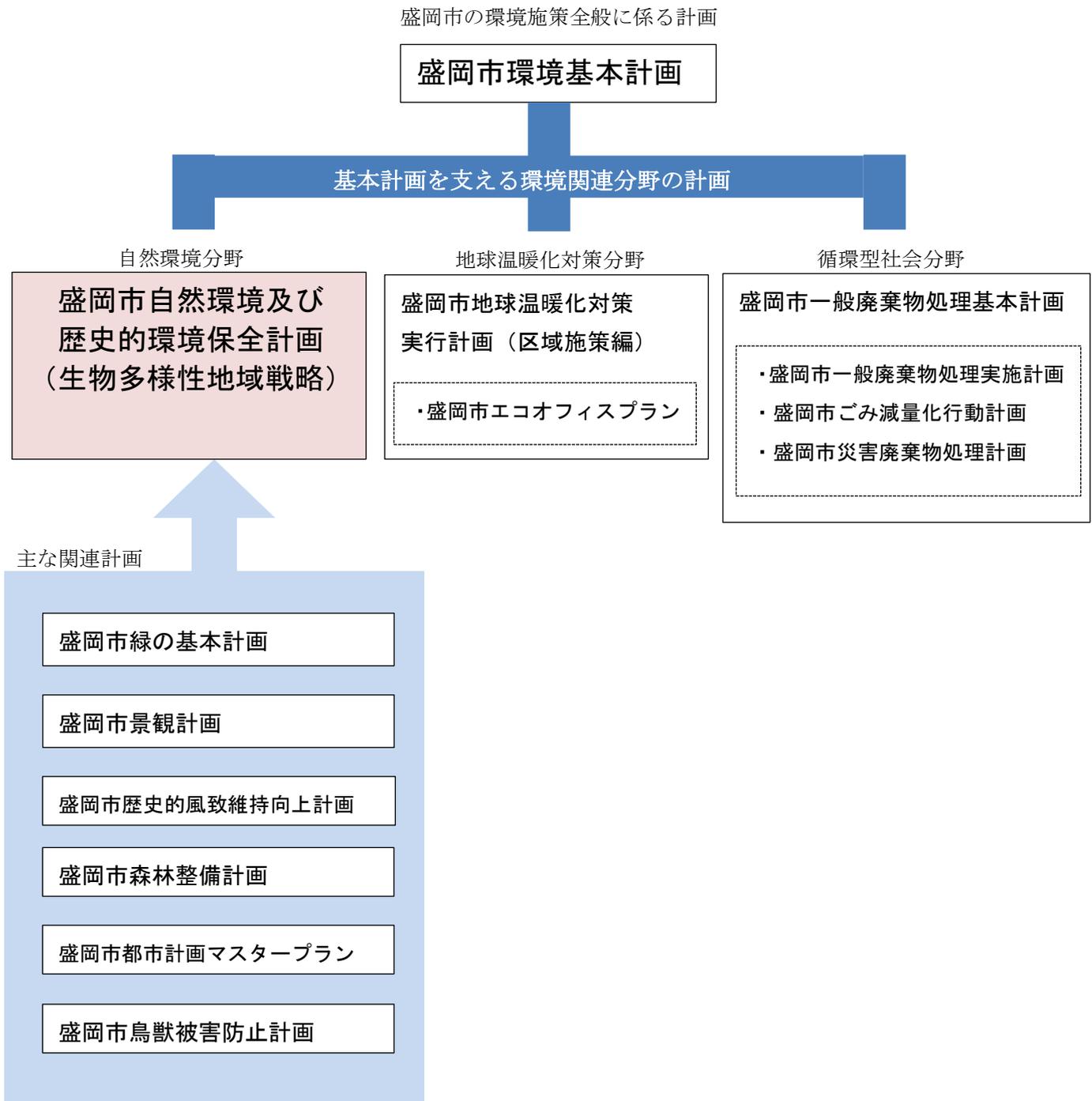
※夏緑落葉広葉樹林帯:寒冷期に落葉する広葉樹を主とする森林帯で、低温帯で十分な降水量がある地域に成立。

II 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

これは、本市の環境施策の総合的な計画である「盛岡市環境基本計画(第三次)」(令和3年度～令和12年度)の中間時期にあたり、また、生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略が令和3年度に改正される予定があることから、これらの動向を次期計画に反映できるよう設定しました。

Ⅲ 計画の体系図



IV 基本方針

「盛岡市環境基本計画（第三次）」では「未来へとみんなが築く、自然と“わ”になるまち“もりおか”」をめざす将来像としています。これからの環境問題は、経済や社会の課題も関連して解決につながるような、持続可能な取組が求められます。また、「人と自然」、「人と人」、「人と生物」のように多様な生物のつながり（共生）も大きなテーマのひとつです。

そして、生物多様性地域戦略を策定する意義は、本市の固有財産である生物多様性を守り活用することと、本市における人と自然に関わる課題を解消することにあります。

これらを踏まえて、保全計画ではこれまで先人たちが守り育ててきた盛岡の豊かな自然を、未来へ継承していくために、次の3つを基本方針とします。

基本方針1 豊かな自然環境と生物多様性の確保【生物多様性地域戦略】

本市には山林や農地、水辺など多様な自然環境が存在し、これらは多くの生物が生息・生育する場であるほか、水源かん養機能、水質浄化機能、自然災害の防御・低減機能、気温上昇緩和の機能など多くの環境保全機能を有しています。

また、市街地にある環境保護地区や公園等は、図らずも飛び石のように配され、生物にとって市街地周辺の山々や河川への移動を容易にさせる生態学的回廊（エコロジカル・コリドー）の役割を担っています。

こうしたことから、山林や農地、水辺、市街地の緑地などの自然環境を保全し、生物の多様性を確保します。

基本方針2 緑や自然とのふれあいの促進【生物多様性地域戦略】

花や緑は、人間にとって癒しや憩い、季節感を与える存在です。また、観光やレジャーの場としての機能や絵画や音楽、伝統文化に与える影響など「文化的サービス」の機能を持っており、私たちの生活に重要な役割を果たしています。

一方、ライフスタイルの変化や都市化の進行に伴い、日常生活の中で緑と親しんだり、自然環境の重要性や公益性、自然の多様性などを学ぶ機会が少なくなっています。

このため、緑や自然とのふれあいや体験ができる場の創出に努め、積極的に緑や自然とのふれあいを促進します。

基本方針3 歴史的環境の保全

歴史ある庭園や屋敷林、街並みに溶け込んだ建造物は、城下町盛岡の歴史的景観を形成してきました。私たちにまちへの親しみや誇りを感じさせます。

良好な景観を構成する存在として、また市街地における身近な緑とふれあえる場として歴史的環境の保存と活用に努めていきます。

V 施策の体系

基本方針	施策
基本方針 1 豊かな自然環境と生物多様性の確保 【生物多様性地域戦略】	(1) 環境保護地区等の保全
	(2) 河川，水辺，池沼，湧水等の保全
	(3) 自然・生物に関する情報の整備 (希少種の把握と生息区域の保護)
	(4) 特定外来生物・有害鳥獣防除対策
基本方針 2 緑や自然とのふれあいの促進 【生物多様性地域戦略】	(1) 自然とのふれあいの場の確保
	(2) 環境学習の充実
	(3) 市民等との協働活動
基本方針 3 歴史的環境の保全	(1) 保護庭園・保存建造物の保全
	(2) 旧町名の保存

VI 施策の推進

基本方針1 豊かな自然環境と生物多様性の確保【生物多様性地域戦略】

(1) 環境保護地区等の保全

① 現況と課題

国や県の制度では優れた自然環境を保全するため、森林生態系保護地域、自然環境保全地域、環境緑地保全地域及び県立自然公園等が指定されており、都市計画法の規定により風致地区が指定されています。

こうした区域の他に、自然環境を守り未来につなげていくために、身近な自然環境で保全が必要な地区等を保全条例で環境保護地区、保護庭園及び環境緑化地区に指定し、所有者や市民等の理解と協力のもと保全に努めてきました。

市街地に点在する環境保護地区、保護庭園は、動植物にとっては貴重な生息場所として、市民にとっては身近に自然にふれあえる場所として盛岡のまちに溶け込んできました。

しかしながら、指定から半世紀近くが経過し、所有者の高齢化や相続の問題、維持管理にかかる負担が大きいなど、指定を継続し、後世に残していくためには課題もあります。

【国有林野経営規程及び保護林設定要領による指定】

貴重な原生林の保護域として、国有林野経営規程及び保護林設定要領に基づき、早池峰山周辺が森林生態系保護地域の指定を受けています。(令和2年度末現在)

名 称	面 積	備 考
早池峰山周辺森林生態系保護地域	盛岡市域分480.78ha (砂子沢・毛無森地域) ※保護地域全体8,144.71ha	保存地区319.19ha 保全利用地区161.59ha

【鳥獣保護区の設定】

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、岩手県では野生鳥獣の保護繁殖及び狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域を設定しています。(令和2年度末現在)

	鳥獣保護区	休猟区	特定猟具使用禁止区域	備考
箇所数	13	0	7	
面積 (ha)	11,269	0	16,061	一部隣接自治体を含む

【岩手県自然環境保全条例による指定】

生物多様性を確保し、優れた自然環境や身近な自然環境の保全を図るため、岩手県自然環境保全条例に基づき、次の地域が自然環境保全地域及び環境緑地保全地域に指定されています。

(令和2年度末現在)

	箇所数	位置	面積
自然環境保全地域	1	区界高原	550ha (宮古市域分を含む。)
環境緑地保全地域	1	国道4号及び282号沿線の 沿道の樹木林	22ha (滝沢市域分を含む。)

【県立自然公園条例による指定】

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、県立自然公園条例に基づき、次の地域が県立自然公園に指定されています。

(令和2年度末現在)

	公園名	面積
県立自然公園	外山早坂高原県立自然公園	9,333ha (岩泉町域分を含む。)

【都市計画による風致地区の指定】

風致地区は、都市における風致を維持するために定められる地域地区で、都市計画区域内(準都市計画区域内を含む)において自然的要素と一体となって良好な環境の形成が望まれる地区において自然的要素の保全・創出を図りつつ、建物や工作物の開発内容について一定の規制を行うことにより、風致に富んだ良好な都市環境の形成を図る制度です。

(令和2年度末現在)

名称	面積	備考
高松風致地区	106.08ha	S27.7.24告示
山王風致地区	105.05ha	〃

【盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例による指定】

住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地を環境保護地区として、環境保護地区の緑地に準ずる機能を有する庭園又は屋敷林を保護庭園として、道路の沿線又は緑地の少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区を環境緑化地区として指定しています。(参照：資料編 P54～56)

(令和2年度末現在)

名称	件数	面積
環境保護地区	19箇所	175.9ha
保護庭園	7箇所	2.1ha
環境緑化地区	3箇所	231.0ha



環境保護地区「高松神社地区」



環境保護地区「川留稻荷地区」

② 取組内容

取組内容	実施期間（年度）					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ア 環境保護地区等を2年で1巡する巡視を行い、環境審議会自然・歴史環境部会に対し現況及び管理状況を報告します。	巡視		巡視		巡視	
イ 巡視結果を基に、必要に応じて区域の変更や廃止、新設を行います。 （2年に1回を定期検討時期とする。土地所有者からの届出等による変更は随時審議。）	地権者からの届出等は随時審議					
		定期審議		定期審議		定期審議
ウ 環境保護地区等に対する固定資産税の減免制度を継続するとともに、保全のための新たな支援策等を検討します。	減免期間（H30～R4）		次期減免予定期間（R5～R9）			

③ 市民の皆さんができること

環境保護地区に指定された地区内において、山林の大規模な伐採のように生態系に悪影響を及ぼすような土地利用の変更は避け、代替地の検討や代替策を講ずるように努めましょう。

(2) 河川，水辺，池沼，湧水等の保全

① 現況と課題

本市は，市内中心部を流れる北上川を中心に，支流である雫石川，中津川，築川など大小の清らかな流れがあり，北部の生出地区は，清らかな湧水に恵まれています。また，御所ダム，岩洞湖などのダム湖等の静水域が多く，いずれも水質は良好に保たれています。特に中津川は，県庁所在都市の中心部を流れる河川でありながら，サケの遡上が見られ，川遊びや釣りを楽しめるなど四季を通じて市民に親しまれている河川であり，「平成の名水百選」に選定されており，きわめて美しい景観と豊かな自然環境が残されています。生出地区の湧水は，その豊富な水量と良好な水質により，希少な水生植物の生育が確認されているほか，水道水源や農業用水などとして大切な資源となっています。

以上のように市内の水域は良好な環境が保全されていますが，一方で，年間を通じて水質異常事故が発生していることから，こうした事故を未然に防ぐことや水源となる森林を保全していくこと，水辺の多様な生態系を維持していくことが重要な課題となります。

② 取組内容

取組内容	実施期間（年度）					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ア 市内で実施する河川やダム湖の環境保全活動を支援します。						
イ 河川等における水質異常事故防止のための周知及び啓発を行います。						
ウ 水質異常事故への対応に係る研修に参加したり，水質異常事故発生時の対応マニュアルを作成し，事故発生時の対応訓練を年に1回行います。			年 1	回 実 施		
エ 特定事業場等からの排水を監視し，河川や地下水の水質検査を実施して汚濁防止に努めます。						

③ 市民の皆さんができること

ア プラスチックゴミなどの投棄によって、きれいな水辺が失われることがないように、レクリエーション後はゴミの持ち帰りの励行や、指定場所に正しく分別して捨てるようにしましょう。

イ 灯油等の油類の流出防止のために、日ごろからホームタンク等の設備点検を行いましょ



中津川を遡上するサケ

(3) 自然・生物に関する情報の整備（希少種の把握と生息区域の保護）

① 現況と課題

市域は、自然植生の水平分布から見ると夏緑落葉広葉樹林帯に属し、垂直分布から見ると低山帯、山地帯、亜高山帯、高山帯があり、多種多様な植生が分布しています。

砂子沢源流・毛無森地区は市内で唯一極相林[※]が認められ、貴重な原生の自然環境が残っています。山地帯は主にスギやアカマツ・カラマツの植林地やコナラ群落などの二次林になっており、市街地の周辺は丘陵地や水田、畑地が広がっています。

野生生物では、丘陵・山間地でイヌワシ、クマタカ、オオタカなどの大型猛禽類や、ニホンカモシカやツキノワグマなどの大型哺乳類などの生息が確認されるなど豊かな生態系が見られます。

水辺環境では、北上川や御所ダム、高松の池などはカモ類、ハクチョウ類などの飛来地となっています。また、四十四田ダム周辺、下厨川の一帯、雫石川河川敷など、市街地及びその周辺部において両生類・爬虫類や各種の昆虫類の生息が確認されています。

こうした市域の多様な植物種や野生生物を保護していくために、岩手県が策定している「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成14年3月施行）及び「希少野生動植物保護基本方針」（平成14年8月公表）にしたがい、県と協力しながら、希少種の保護に努めています。

市域の希少な動植物を守るためには、その生息・生育環境を把握することが重要ですが、直近の自然環境調査から年数が経過していることから、現況を正確に把握することが重要な課題となっています。

※極相林：植物群落が遷移を経て、植物の種類や構造が安定し、大きく変化しなくなった林。

【動植物の生息状況の調査】

これまでに盛岡市で実施した「自然環境調査」は以下のとおりです。

実施年度	主な調査対象範囲
昭和48年度～昭和52年度	旧盛岡市域
平成2年度～平成6年度	盛岡地域および都南地域
平成14年度～平成17年度	盛岡地域および都南地域
平成18年度～平成22年度	玉山地域（蕨川地区を除く）

【植物】盛岡地域・都南地域

種別		科	種	希少種	
シダ植物		16	87	5	
種子植物	裸子植物	5	9	0	
	被子植物	単子葉植物	19	364	35
		双子葉植物	110	934	79
	合計		150	1,394	119

【動物】盛岡地域・都南地域

種別	目	科	種	希少種
哺乳類	7	14	31	9
鳥類	16	43	202	66
爬虫類	2	5	11	3
両生類	2	6	14	4
魚類	7	12	32	4
昆虫類	21	367	5,390	73
その他	11	47	185	8
合計	66	494	5,865	167

(出典：盛岡市自然環境等基礎調査報告書／平成17年度)

【植物】玉山地域

種別		科	種	希少種	
シダ植物		10	37	1	
種子植物	裸子植物	5	10	0	
	被子植物	単子葉植物	18	173	8
		双子葉植物	87	474	18
	合計		120	694	27

【動物】玉山地域

種別	目	科	種	希少種
哺乳類	5	9	13	3
鳥類	14	36	84	14
爬虫類	1	3	6	0
両生類	2	6	10	4
魚類	5	6	15	4
昆虫類	18	242	1,655	21
その他	9	18	20	6
合計	54	320	1,803	52

(出典：玉山区自然環境調査報告書／平成23年度 ※なお、蕨川地区は未調査です。)

【岩手県内希少種の分類群別選定種数】

分類群別選定種数								
区 分	絶滅(Ex)	野生絶滅(Ew)	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	情報不足	合 計
シダ植物	3	0	11	12	8	2	4	40
種子植物	8	0	153	205	143	18	54	581
植 物 計	11	0	164	217	151	20	58	621
脊椎動物	哺乳類	2	0	5	10	3	4	24
	鳥 類	1	0	14	24	27	31	99
	爬虫類	0	0	0	0	3	1	4
	両生類	0	0	0	0	4	4	8
	淡水魚類	1	0	4	2	5	6	20
節足動物	昆虫類	1	0	20	30	55	94	233
	その他	0	0	0	1	2	0	4
軟体動物	海産貝類	0	0	0	0	0	43	50
	陸産貝類	0	0	0	1	19	0	20
	淡水産貝類	0	0	4	5	1	0	10
動 物 計	5	0	47	73	119	183	45	472
合 計	16	0	211	290	270	203	103	1,093

(出典：いわてレッドデータブック いわての希少な野生生物(2014年版))

【いわてレッドデータの 카테고리区分】

区分	基本概念	要件
絶滅 (Ex)	すでに絶滅したと考えられる種	環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅」の基準に該当する種
野生絶滅 (Ew)	飼育・栽培下でのみ存続している種	環境省レッドデータブックカテゴリーの「野生絶滅」の基準に該当する種
Aランク	1. 絶滅の危機に瀕している種 現在の状況をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難な種 2. 岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて脆弱な種	次のいずれかに該当するもの 1. 環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧Ⅰ類」の基準に相当する種 2. 岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて脆弱な種
Bランク	絶滅の危機が増大している種 現在の状況をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来Aランクに移行することが考えられるもの	環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧Ⅱ類」の基準に相当する種
Cランク	存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によってはAランク及びBランクに移行する要素を有するもの	環境省レッドデータブックカテゴリーの「準絶滅危惧」の基準に相当する種

区分	基本理念	要件
Dランク	1. Cランクに準ずる種 2. 優れた自然環境の指標となる種 3. 岩手県を南限または北限とする種等	次のいずれかに該当するもの 1. 現状では絶滅の恐れはないが、最近減少が著しい等、Cランクに準ずる種 2. 優れた自然環境の指標となる種 3. 岩手県を南限または北限とする種や、特殊な分布をする種
情報不足		環境省レッドデータブックカテゴリーの「情報不足」の基準に相当する種

(出典:いわてレッドデータブック いわての希少な野生生物(2014年版))

【市域で確認された希少種の一例】



カワシンジュガイ（淡水産貝類）

【区分】岩手県：Bランク 環境省：絶滅危惧ⅠB類

【生育状況】

最高水温 20℃を超えない、水質のきれいな流水中で、砂礫や石礫質の河床に殻を半分ほど埋めて直立した状態で生息している。



ヒンジモ（水生植物）

【区分】岩手県：Aランク 環境省：絶滅危惧Ⅱ類

【生育状況】

池沼、湧水地、そこから流出した小川などの水域で、水温 9～15℃程度で年間を通して一定しているところに生育している。

② 取組内容

取組内容	実施期間（年度）					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ア 市内で確認されている希少種やその生息区域を把握し、岩手県と情報共有すると共に、その保護活動に協力していきます。						
イ 自然環境等基礎調査を行い、市域の自然環境に係る基礎データを更新します。 市が取りまとめを行うものとしませんが、その手法については、業務委託、市民参加型、動植物や昆虫などを調べている市民団体に協力を得るなどさまざまな手法を、幅広く検討していきます。						

③ 市民の皆さんができること

希少種が確認されている場所にむやみに立ち入ったり、希少種を持ち去るのはやめましょう。そこに生息する動植物がこれからもそこに棲み続けることができるように、見守りましょう。

(4) 特定外来生物・有害鳥獣防除対策

① 現況と課題

本市において確認されている特定外来生物では、オオハンゴンソウやオオキンケイギクといった植物種が農用地や河川敷、公園等に、オオクチバスやブルーギルといった魚類が河川やダム湖等に侵入しており、在来種を脅かす存在となっています。哺乳類の特定外来生物の目撃情報はまだありませんが、岩手県内では確認された種もあることから、近隣市町村への侵入動向を注視していく必要があります。

また近年、農林業や生活環境への被害をもたらす有害鳥獣として、ニホンジカやハクビシンについての相談が増加しています。民家周辺でのツキノワグマの目撃や住宅街でのイノシシの出没も報告されるようになり、野生鳥獣と人との「すみ分け」を明確にしていくことや個体数調整も求められています。

こうした現状から、種によってどういった防除策が必要であるか研究を重ね、対策を講じていく必要があります。

【本県で確認されている特定外来生物】

(令和元年5月現在)

分類群	和名
哺乳類	アメリカミンク, アライグマ
両生類	ウシガエル
魚類	オオクチバス(ブラックバス), ブルーギル, コクチバス
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ
クモ, サソリ類	セアカゴケグモ
植物	アレチウリ, オオキンケイギク, オオハンゴンソウ, ボタンウキクサ

(出典: 岩手県自然保護課)

【盛岡市域での有害鳥獣捕獲実績】

年度	ハシボトカラス(羽)	ハシボソカラス(羽)	カルガモ(羽)	ヒヨドリ(羽)	ムクドリ(羽)	キジバト(羽)	スズメ(羽)	ドバト(羽)	ゴイサギ(羽)	ハクビシン(匹)	タヌキ(匹)	アナグマ(匹)	ニホンジカ(頭)	イノシシ(頭)	ツキノワグマ(頭)
H22	997	721	1,080	183	249	165	99	33	0	0	0	0	0	-	18
H23	854	872	1,089	208	208	116	58	58	0	3	0	0	0	-	10
H24	950	872	990	179	237	145	87	29	0	11	0	0	3	-	17
H25	855	880	940	179	237	145	87	29	12	9	0	1	48	-	11
H26	894	975	985	180	210	120	60	60	0	9	0	0	89	-	13
H27	943	983	1,010	188	302	152	76	76	0	23	0	0	28	0	8
H28	957	919	998	184	286	136	68	68	0	12	2	0	65	0	23
H29	1023	935	989	155	290	140	70	70	0	25	0	0	80	0	15
H30	888	798	948	214	278	128	64	64	0	31	0	0	80	0	20
R1	771	753	1080	206	262	112	56	56	0	19	10	0	88	2	38

※本表は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する法律第9条(有害鳥獣捕獲)に基づく許可による捕獲実績です。

有害鳥獣捕獲は、鳥獣による被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合であって、防除対策によっても被害の防止ができないと認められるときに、被害の防止及び軽減を図るために行われる場合に許可をしております。

イノシシの有害鳥獣捕獲については、盛岡市への許可権限の委譲が平成27年4月1日であり、平成27年度以降の実績を記載しております。

ツキノワグマの捕獲許可は、人家敷地内への侵入等緊急時を除き岩手県の許可によるものであり、その実績を記載しております。

なお、ニホンジカ及びイノシシについては、狩猟による捕獲の推進、有害捕獲の効果的な実施及び岩手県の指定管理鳥獣捕獲等事業の実施により個体数の調整が行われております。

② 取組内容

取組内容	実施期間					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ア 市民から寄せられた情報や自然環境等調査を基に市内で確認された特定外来生物・生態系被害防止外来種の分布の把握に努めます。						
イ 特定外来生物・生態系被害防止外来種の分布を把握した上で、有効な防除対策の検討や研究を行います。						
ウ 市民が実践できる特定外来生物・生態系被害防止外来種の防除対策を広報やホームページ、回覧板等で周知していきます。						
エ 市民から寄せられた生活環境に被害をもたらす有害鳥獣の情報を整理し、必要な対策の検討や研究を行います。						
オ 公共事業を実施する際には、生態系に影響を与えないよう多自然型工法などを検討するよう関係機関に働きかけます。						
カ 特定外来生物の防除活動を行う団体やイベント等に対して支援していきます。						

③ 市民の皆さんができること

ア 特定外来生物については、「外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）」を守りましょう。

イ 野生動物と私たち人間が適度な距離を保ちながら共存するために、自己防衛策を徹底することと野生生物との関わり方に気をつけましょう。例えば、野生動物を居住地域に寄せ付けないために、生ゴミやペットフードなどを庭先に放置しないようにしましょう。畑や果樹も定期的に管理し、収穫物を放置しないようにしましょう。また、野生動物にむやみに餌を与える行為はやめましょう。



特定外来生物「オオハンゴンソウ」



特定外来生物「オオキンケイギク」

基本方針2 緑や自然とのふれあいの促進【生物多様性地域戦略】

(1) 自然とのふれあいの場の確保

① 現況と課題

本市の市街地は、丘陵地や田園などの緑に囲まれているほか、市街地内を北上川や中津川などの河川が貫流しており、多様で豊かな自然に恵まれています。こうした恵まれた自然環境を活かし、市民が気軽に散策できるよう開設された近郊自然歩道や森林浴、野外レクリエーションを目的とした森林公園などがあります。また、市街地でも緑豊かな大規模公園（高松公園，中央公園，渋民公園など）や環境学習の場として開設されたエコアス広場などがあり、市民が身近な自然に親しめる場が数多くあります。

こうした場を活用してもらえるよう情報の発信が求められているほか、安全に、そして継続的に利用してもらえるよう適切な整備，管理が求められています。

市民が自然に対する関心と理解を深め、自然環境を大切にする心を育めるよう、自然とふれあう場を守り維持していく必要があります。

【近郊自然歩道 9 コース】

	コース名	所要時間（距離）	主な特徴
1	北山散策路	約 2 時間（約 4km）	愛宕山から高松の池へ。郷土ゆかりの先人の詩碑や記念碑等と花や鳥を楽しむコース。
2	蝶ヶ森たたら山コース	約 2 時間（約 3km）	「門のシダレカツラ」から果樹園と丘陵地を巡り、眺望の変化を楽しみながら歩く。
3	白滝コース	約 2 時間（約 4km）	岩山南斜面にある名勝「白滝」を訪ね、国道 106 号から岩山へ。水と緑のコース。
4	高松・四十四田コース	約 3 時間（約 5.5km）	高松の池から小鹿公園を経て四十四田ダムに至る道。隠れ里を訪ねるようなコース。
5	大志田・中津川コース	約 5 時間（約 13km）	JR 山田線沿線の山間溪流沿いの道。新緑と紅葉の時期が最適。
6	太田薬師コース	約 2 時間（約 4km）	奥羽山脈麓に佇む薬師神社を訪ね、溪流沿いの道からオガセ滝を経てブナ林を歩く。
7	岩山散策路	各 1 時間程度 （各 1～2km）	2 つの登山路と 1 つの野鳥観察路。気軽な山登りを楽しみたい方向け。
8	大ヶ生・朝島山コース	約 3 時間（約 3.6km）	リンゴ園を起点に眺望豊かな里山の秀峰を登る。周回可能な 3 つの登山コース。
9	二ツ森コース	約 3 時間（約 5.5km）	綱取ダム湖畔の低山帯を巡り農地集落を歩くコース。里山の散策を楽しみたい方に。

※コースの詳しい位置図等は盛岡市公式ホームページから確認することができます。

<http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/midori/koen/1010498.html>

(2) 環境学習の充実

① 現況と課題

市民が自然環境や動植物に関心を持ち、将来にわたり人とさまざまな生き物が暮らしやすいまちを実現するためには、環境について正しい理解や知識を得ることができる学習の機会を継続的に提供することが重要です。環境に関心を持ち、環境への負荷を軽減させる行動を日常生活の中で習慣的に行うことが、持続可能な社会を形成していく一助となります。

学校教育の中で、環境問題について触れる機会は増えました。しかし、放課後や休日は習い事や部活動のほか、家の中で過ごす時間が増える中、外で動植物を見たり、触れたりする機会は減ってきています。子供たちや働き盛りの世代が、身近な自然に親しみ、身近な問題として環境について考える機会を提供することが求められています。

② 取組内容

取組内容	実施期間（年度）					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ア 市主催の環境学習講座や環境関連イベントを通じて、市民に生物多様性や自然環境の保全について考える機会を提供していきます。						
イ NPO や民間団体による自然観察会や環境保全活動を支援します。						

③ 市民の皆さんができること

- ア 自然観察会や環境保全に係る活動に積極的に参加しましょう。
- イ 自然体験や環境学習の中で学んだことを家族や身近な人に伝えたり、日常生活の中で環境負荷の軽減につながる行動ができないか考えてみましょう。

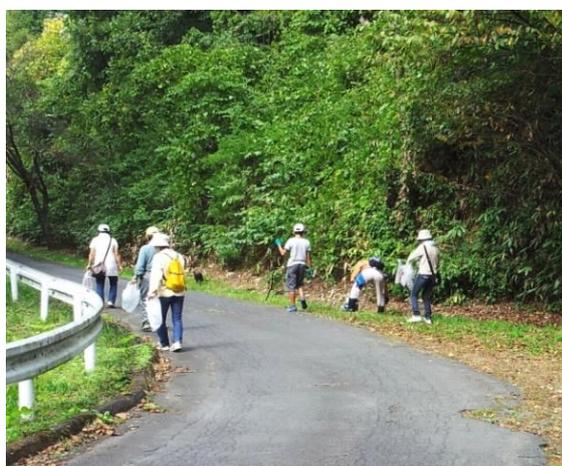


「エコアス広場」での環境学習講座の様子

【市内で活動する環境保全・歴史探求等の活動団体】

団体名	活動内容
イーハトーブ盛岡保全管理協議会	イヌワシの保護を目的にイヌワシの棲む森の整備活動を行うために設立。年4回程度、森林内の列状伐開地の保全管理やノウサギ等の隠れ家造成・補修の作業を実施している。
御所湖の清流を守る会	御所湖とその流域の清流を公害から守り、住民の健康な生活と自然環境を保護するため、昭和55年10月に設立。 春・秋の御所湖周辺統一清掃活動、御所湖ニュースの発行、清流を守るポスター募集などを実施。
網取ダムの環境と清流を守る会	網取ダムの環境を保全し、中津川上流の清流を守り、住民の健康な生活と自然環境を保護することを目的に昭和57年10月に設立。 春・秋の一斉清掃活動、花いっぱい運動、さけの稚魚放流会などを実施。
街づくりわいわい塾	昭和59年、アメニティ市民講座として設立。主に景観からの視点を中心に盛岡の街づくりをテーマにした勉強会や視察会を年間10回前後開催している。
松園子ども自然観察園をきれいにする会	盛岡市西松園地内にある「盛岡市松園子ども自然観察園」園内の巡視や簡易清掃等を行うと共に年6回程度、園内で自然観察会を実施している。
盛岡の歴史を語る会	昭和47年、郷土の歴史を学習し理解を深める目的で結成。月1回の歴史講座や見学会、街歩き探訪会を開催している。「もりおか物語」全10巻を編集発行。

※本表で紹介している団体は、環境企画課が活動の支援または参加している団体であり、市内で活動するすべての団体を網羅したものではありません。



「網取ダムの環境と清流を守る会」一斉清掃活動の様子

(3) 市民等との協働活動

① 現況と課題

自然にふれあう機会の確保や環境学習を推進していますが、これからはそうした機会を通じて、市民の皆さんと一緒に地域の身近な自然についての課題を解決していく活動に取り組んでいくことが重要となります。

② 取組内容

取組内容	実施期間（年度）					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ア 市民に生物多様性や自然環境の保全について理解を深めてもらうことを目的に、環境学習講座や環境関連のイベント等で、市民と共に取り組むことができる清掃活動や環境保全に資する維持管理作業等を行います。	年 1 回 以 上 実 施					
イ 市民参加型の自然環境等調査の実施について検討します。 基本方針1の(3)自然・生物に関する情報の整備にもつなげる取組として、市民や学生、NPO団体等に協力を依頼し、市内の動植物種のデータをまとめます。						

③ 市民の皆さんができること

ア 季節の草花や景色の移り変わりに目を向けることだけでも、自然環境を感じるきっかけになります。身近な自然に親しむ時間を大切にしましょう。

イ 自然観察会や環境保全に係る活動に積極的に参加しましょう。

基本方針 3 歴史的環境の保全

(1) 保護庭園・保存建造物の保全

① 現況と課題

保全条例第8条に基づき、市民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な庭園及び屋敷林を保護庭園として、由緒、由来のある建造物や都市景観上保存することが必要な建物を保存建造物として指定しています。いずれも昭和40年代後半から昭和50年代前半にかけて指定され、令和の現在まで市民に親しまれてきました。

保全条例が制定された当時（昭和40年代後半）は、自然環境や景観に関する法律が整っていない時代でしたが、平成16年に景観法が制定されたことにより、良好な景観を守るための制度ができました。このため、保存建造物としていた建造物も、指定の目的が合致する景観法上の景観重要建造物の指定を受け、令和元年10月には、保存建造物と景観重要建造物の指定が重複していた20件について、保存建造物の指定を解除しました。また、同じく国指定重要文化財の指定と保存建造物の指定が重複していた2件についても保存建造物の指定を解除しました。保全条例に基づき、約半世紀に渡り、盛岡の歴史的な景観の一部である保存建造物を守ってきましたが、この理念が景観法によって引き継がれることとなりました。

保護庭園についても市民や管理者の協力により、約半世紀に渡り、豊かな緑が守られ、市民が身近な緑にふれあえる場や歴史的風情を感じる場として重要な役割を果たしています。しかしながら、指定から年月が経ち、所有者の高齢化や相続、維持管理の負担が大きくなるなど保護庭園の維持には様々な課題が生じています。

② 取組内容

取組内容	実施期間（年度）					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ア 保護庭園等を2年で1巡する巡視を行い、環境審議会自然・歴史環境部会に対し現況及び管理状況を報告します。	→ 巡視		→ 巡視		→ 巡視	
イ 保護庭園等に対する固定資産税の減免制度を継続し適切な保全を図ります。	減免期間（H30～R4）		次期減免予定期間（R5～R9）			
ウ 一般公開している保護庭園等において各種イベントを開催し、来場者数増加を図ります。	→					

③ 市民の皆さんができること

ア 市内に残る歴史的建造物や庭園を訪れ、盛岡の歴史について学んでみましょう。

イ 歴史的建造物や周りの景色と調和する緑を大切にしましょう。

【盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例による指定】

(令和2年度末現在)

区 分	件 数	備 考
保護庭園	7 箇所	詳細は資料編 P55 参照
保存建造物	1 箇所	「材木町裏石組」(昭和52年1月20日指定)



保護庭園「一ノ倉邸」



保存建造物「材木町裏石組」

(2) 旧町名の保存

① 現況と課題

本市のまちづくりは、慶長三（1598）年の盛岡城の築城と、城下町が開かれたことに始まることから、城下町の名残を留める旧町名は、盛岡の歴史を今に伝える上で重要な役割を持っており、その由来や歴史を後世に伝えていく必要があります。

② 取組内容

取組内容	実施期間（年度）					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
ア 城下の旧町名の由来を記した町名由来板（27基）の修繕及び維持管理を行います。						
イ 旧町名の由来について、ホームページ等への掲載やパンフレットの配付などにより、情報提供を行います。						

③ 市民の皆さんができること

町名由来板を見かけた際は、ぜひ立ち止まって読んでみましょう。盛岡の歴史を学んだり、身近な地域のことを調べる際に旧町名がヒントになるかもしれません。

町名由来板の設置数	27基
-----------	-----

（参照：資料編 P57～58）



町名由来板「上田三小路」